

令和3年3月1日招集

# 第1回定例会会議録

君津富津広域下水道組合議会

## 令和3年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年3月1日
1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室
1. 開会の日時 令和3年3月1日 午前10時00分
1. 出席議員 14名
- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 松本裕次郎君 | 2番  | 野上慎治君 |
| 3番  | 渡辺純一君  | 4番  | 猪瀬浩君  |
| 5番  | 下田剣吾君  | 6番  | 三浦章君  |
| 7番  | 諸岡賛陸君  | 8番  | 三木千明君 |
| 9番  | 三浦道雄君  | 10番 | 鵜田剛君  |
| 11番 | 佐久間勇君  | 12番 | 渡辺務君  |
| 13番 | 小泉義行君  | 14番 | 中川茂治君 |

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	石井宏子君	副管理者	高橋恭市君
監査委員	磯貝昭一君	会計管理者	小川久美子君
事務局長	榎本弘君	総務課長	神子丈夫君
管理課長	笈川知洋君	建設課長	三平正孝君
総務課主幹	江利角英生君	管理課長補佐	藤平道仁君
管理課処理場長	平野浩一君	建設課長補佐	萩野正幸君
総務課総務係長	笠原隆文君		

1. 職務のため出席した者の職氏名

総務課主任主事	土田剛史	総務課主任主事	庄司有一郎
---------	------	---------	-------

---

開会及び開議

令和3年3月1日午前10時00分

○議長（渡辺務君） それでは、皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

なお、1名、諸岡議員が遅れるとのことですので、定刻どおり進めたいと思います。

ただいまの出席議員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

---

諸般の報告

○議長（渡辺務君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、監査委員から、令和2年7月分から12月分までの現金出納検査の結果報告がありました。下水道組合総務課にその写しがございますので、ご覧ください。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、本日、写真撮影の申出があり、これを許可しましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

(参照)

君富下総第458号

令和3年3月1日

君津富津広域下水道組合議会

議長 渡辺 務 様

君津富津広域下水道組合

管理者 石井 宏子

議案の送付について

令和3年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について別紙のとおり送付します。

記

議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

議案第2号 一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 令和2年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第1号）

議案第4号 令和3年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について

議案第5号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算

○

#### 議事日程の決定

○議長（渡辺務君） 次に、本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。

この日程に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

○

#### 管理者挨拶

○議長（渡辺務君） ここで管理者から開会に当たり挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、専決処分の承認が1件、条例の制定が1件、令和2年度の補正予算が1件、令和3年度の関係市負担金及び出資金の負担方法について並びに当初予算の5議案でございます。後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長（渡辺務君） 以上で管理者の挨拶は終わりました。

○

#### 日程第1 会期の決定

○議長（渡辺務君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺務君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、2番、野上慎治君、3番、渡辺純一君を指名いたします。

○

（提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決）

#### 日程第3 議案第1号から議案第5号まで

○議長（渡辺務君） 日程第3、議案第1号から議案第5号までを一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者、石井宏子君。

(管理者石井宏子君登壇)

○管理者（石井宏子君） 議案第1号から議案第5号までを一括して、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについてでございますが、本議案は、一般職の職員について千葉県人事委員会の勧告に準じ、期末手当の支給率を年間で0.05月引き下げるため、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を、去る11月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第2号 一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、一般職の職員の特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した場合の感染症防疫手当について定めるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 令和2年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）。

本議案は、収益的支出予算から2,184万1,000円を減額し29億4,470万5,000円に、また、資本的収入予算を7,655万円増額し6億9,050万5,000円に、資本的支出予算を3,835万3,000円増額し9億1,885万7,000円にしようとするものでございます。

補正予算の主な内容は、期末手当の支給率の引下げ改正による補正並びに国庫補助金を確保しようとするため、君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業を前倒して行うことによる事業費及びその財源を増額するとともに、同事業について継続費を設定しようとするものでございます。

また、対象事業費の確定による地方債の償還利子の減額及び決算見込みによる消費税及び地方消費税の増額をしようとするものでございます。

次に、議案第4号 令和3年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について。

本議案は、議案第5号の令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算における所要経費のうち、君津市及び富津市が負担する額の負担方法について、君津富津広域下水道組合同規約第14条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第5号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算は、市民の生活環境の向上を目指し、引き続き未整備区域の解消に向けて、管渠及び終末処理場を整備するとともに、施設を適正に管理するため、収益的収入総額30億4,023万4,000円、収益的支出総額29億1,283万8,000円、また、資本的収入総額5億6,746万3,000円、資本的支出総額8億3,755万円の予算を計上するものでございます。

以上、議案第1号から議案第5号までについて一括して提案理由の説明を申し上げましたが、これらにつきまして、事務局長から補足説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺務君） 以上で管理者の提案理由の説明が終わりましたので、補足説明を求めます。

事務局長、榎本弘君。

(事務局長榎本弘君登壇)

○事務局長（榎本弘君） それでは、議案第1号から議案第5号までについて補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて説明申し上げますので、議案書つづりの1ページ、2ページをお開きください。

当組合の構成団体である君津市及び富津市においては、昨年10月の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じて、民間の支給割合との格差を解消すべく、期末手当の引下げ改定を行う条例改正議案をさきの両市議会定例会に提出し、可決されております。

当組合の給与関係規定は、君津市に準じておりますことから、君津市と同様の措置を講ずべく、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を12月1日から施行する必要性が生じましたが、組合議会を招集する時間的余裕がなく、管理者において令和2年11月30日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

主な改正内容につきましては、期末手当の支給割合を0.05月分引き下げるものでございます。

それでは、改正条例を新旧対照表により説明申し上げますので、別冊の議案参考資料の1ページをお開きください。

左側が改正後、右側が改正前となります。

第1条による改正は、一般職の職員の給与等に関する条例の改正で、第22条第2項中、期末手当の支給率を100分の130から100分の125に、100分の5を引き下げるもので、令和2年12月から適用するものでございます。

第2条による改正は、一般職の職員の給与等に関する条例の改正で、令和3年4月から適用しようとするものです。

第22条第2項の期末手当についてですが、改正前の条例による期末手当の支給率は、6月期、12月期それぞれ100分の130で、合わせて100分の260となっておりますが、千葉県人事委員会に準じて改正を行いますと、先ほど第1条においてご説明申し上げましたとおり、100分の5を引き下げ、期末手当の年間の支給率は100分の255となります。この年間支給率100分の255を6月期、12月期に平準化し、それぞれ100分の127.5としようとするもので、これらを令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

第3条による改正は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正で、令和2年12月から適用するものです。

まず、第15条第1項のフルタイム会計年度任用職員の期末手当については、第1項から第3項においては、給与条例第22条第1項から第3項までの準用規定を条文化したものです。

第4項においては、前条例第2項の前に項が増えたことによるもので、第5項は給与条例第22条の2及び第22条の3の準用規定を加えるものであります。

次に、第21条第2項第1号のパートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬については、同表を特殊勤務手当条例別表に改めるものです。

次に、第26条第1項のパートタイム会計年度任用職員の期末手当については、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員についても、第15条第1項から第3項までの規定を準用し、フルタイム会計年度任用職員の期末手当に準じて支給するものでございます。

同条第3項は、第1項のパートタイム会計年度任用職員についても、フルタイム会計年度任用職員と同様に、給与条例第22条の2及び第22条の3の規定を準用し、加えるものであります。

第4条による改正は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正で、第15条第2項中のフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率を改正条例第2条の一般職の職員同様、6月期、12月期にそれぞれ100分の127.5とし、これらを令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

最後に、附則による職員の育児休業等に関する条例の改正ですが、第7条で引用しております会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が改正されることから、文言の整理をするものでございます。

なお、昨年12月期の期末手当につきましては、これらの措置を講じた上で職員に支給させていただいたところでございます。

次に、議案第2号 一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本組合の構成団体である君津市においては、特殊勤務手当支給条例の改正に関する議案が、さきの令和2年12月定例会において可決されております。本組合の手当関係規定は、君津市に準じていることから、これに合わせるための条例を制定しようとするものでございます。

主な改正内容につきましては、特殊勤務手当に感染症防疫手当として日額500円を新設し、職員が新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応した場合の感染症防疫手当の特例を設けようとするものでございます。

それでは、改正条例を新旧対照表によりご説明させていただきますので、別冊の議案参考資料の8ページをお開きください。

第2条の改正は、第5号において特殊勤務手当の区分に感染症防疫手当として、「不健康な業務に従事する職員の特殊勤務手当」を加えるものでございます。

第6条の次に第7条を加え、第7条においては、「不健康な業務に従事する職員の特殊勤務手当」は、「感染症防疫手当」とし、「感染症が発生し、または発生のおそれがある場合において、患者の輸送または感染症の原体に汚染した物件、場所等の消毒、その他の作業に従事したときに支給する。」とし、その支給要件を加えるものでございます。

第7条を加えたことにより、第7条から第9条を繰り下げ、別表の最下段に5号として、感染症防疫手当を加えようとするものでございます。

9ページをご覧ください。

附則の第1項において、これらを公布の日から施行しようとするものでございます。

第2項において、感染症防疫手当の特例として、職員が新型コロナウイルス感染症の患者がいる区域等において、当該感染症から人命及び健康を保護するための作業に従事した場合に、感染症防疫手当を支給できる旨を定め、第3項では、前項で定めた場合に支給する際の金額として、感染症等業務に従事した者へ1日につき3,000円を、また、新型コロナウイルス感染症の患者、もしくはその疑いのある者の身体に接触し、またはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては4,000円を支給しようとするものでございます。

次に、議案第3号 令和2年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案別冊補正予算書第1号の1ページをお開きください。

初めに、第1条につきましては、総則でございます。

次に、第2条では、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を、第3条では、予算第4条で定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

主な内容につきましては、この後、実施計画内訳書によりご説明させていただきます。

なお、第3条で、予算第4条本文括弧書きにつきましては、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,835万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,328万円、当年度損益勘定留保資金1億1,470万3,000円及び引継金9,036万9,000円で補填するものとする。」に改めようとするものでございます。

次に、2ページをお開きください。

第4条でございます。

予算第4条の2に定めました特例的収入及び支出の金額が確定いたしましたので、未収金を1億6,647万9,000円に、未払金につきましては5,877万円に補正しようとするものでございます。

次に、第5条でございます。

君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業については、終末処理場において設備の更新を行うもので、製作、据付けに期間を要するため、令和2年度から令和4年度までの継続費の総額と年割額を定め、予算第4条の2の次に加えようとするものでございます。

次に、第6条でございます。

予算第5条に定めました企業債の補正でございますが、事業の執行に伴いまして、公共下水道整備事業の借入限度額を1億9,280万円から2億2,530万円に補正しようとするものでございます。

次に、第7条でございます。

予算第8条に定めました議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正等に伴いまして、職員給与費を2億1,151万3,000円から2億40万3,000円に補正しようとするものでございます。

次に、4ページをお開きください。

先ほどの収益的収入支出及び資本的収入支出の補正に係る令和2年度補正予算第1号実施計画でございます。

主な内容をご説明させていただきますので、16ページ、17ページをお開きください。

令和2年度補正予算第1号実施計画内訳書でございます。

初めに、収益的支出でございますが、1款1項2目管渠費の836万9,000円の減額は、令和2年4月1日付の人事異動、先ほど議案第1号でご説明いたしました専決処分による期末手当の引下げ改定に伴う管理課管理係職員4名分の人件費に係る減額及び17節委託料につきましては、下水道管路施設ストックマネジメント点検・調査等事業の補助金の内示額が要望額より少なかったため、事業規模を縮小したことによるものでございます。

5目処理場費の1万6,000円の減額は、人事異動及び期末手当の引下げ改定に伴う処理場職員2名分の人件費に係る減額、6目業務費の80万4,000円の増額は、人事異動及び期末手当の引下げ改定に



伴う管理課業務係職員4名分の人件費に係る増額、7目総係費の164万1,000円の減額は、人事異動及び期末手当の引下げ改定に伴う事務局長及び総務課職員8名分の人件費に係る減額補正でございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の1,961万9,000円の減額は、年度内借入組合債の確定に伴い、その償還利子を減額しようとするものでございます。

2目消費税及び地方消費税の700万円の増額は、今年度決算見込みに基づく消費税額の試算を行ったところ、納付義務が生じる見込みとなったことから、不足分を補正しようとするものでございます。次に、18ページ、19ページをお開きください。

資本的収入及び支出の補正のうち、収入の部からご説明させていただきます。

1款1項1目企業債の3,250万円の増額、次の3項1目国庫補助金の4,405万円の増額につきましては、終末処理場ストックマネジメント更新事業の前倒し等による財源を確保するため、補正しようとするものでございます。

次に、支出の部でございます。

1款1項1目管渠建設費の6,140万円の減額の内訳として、17節委託料2,900万円の減額は、中野・中富污水枝線築造事業の家屋事前調査の件数が減少したことなどによるものでございます。

次に、22節工事請負費2,740万円の減額は、中野・中富污水枝線築造事業の補助金の内示額が要望額より少なかったため、事業規模を縮小したことなどによるものでございます。

次に、29節補償金及び賠償金500万円の減額は、中野・中富污水枝線築造事業の費用を計上していましたが、不要となったことなどによるものでございます。

次に、2目処理場建設費1億830万円の増額の内容は、終末処理場ストックマネジメント更新事業の前倒しを行うため、費用が増額となったものでございます。

次に、3目事務費854万7,000円の減額の内容は、人事異動及び期末手当の引下げ改定に伴う建設課職員8名分の人件費に係る減額補正でございます。

最後に、5ページに戻っていただきまして、予定キャッシュフロー計算書、6ページから9ページの給与費明細書、10ページ、11ページの開始貸借対照表、12ページ、13ページの予定貸借対照表につきましては、今回の補正により整理したものでございますので、ご覧いただきたいと存じます。

次に、議案第4号 令和3年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法についてご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

君津市、富津市の負担金及び出資金の負担割合については、組合規約第14条第2項で定められておりますが、同条第3項で、組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができると規定されているため、関係市負担金及び出資金の負担方法について定めるものでございます。

これに基づき、8ページ下段の1及び2に掲げる経費については、令和3年度においても令和2年度と同じ取扱いとするものでございます。

それでは、順次ご説明させていただきます。

1の一般職の職員の人件費について、(1)総係費については、組合全体の事務が主な業務であるため、2分の1を計画汚水量比、2分の1を実績汚水量比により、(2)管渠費、処理場費及び業務費については、処理開始区域内の維持管理及び汚水処理が主な業務であるため、実績汚水量比により、(3)建設改良費の事務費については、事業計画に基づく未整備地区の解消が主な業務であることか

ら、計画汚水量比により、関係市がそれぞれ負担すると定めております。

2の定期健康診断に係る経費については、派遣市が負担すると定めております。

なお、令和3年度の実績汚水量比は、君津市が87.6%、富津市が12.4%と見込んでおり、計画汚水量比は君津市が70.7%、富津市が29.3%でございます。

次に、議案第5号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

議案別冊令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

初めに、第1条につきましては、総則でございます。

次に、第2条につきましては、本組合の基本的な目標とする業務の予定量を定めるもので、(1)水洗化人口は、君津市4万6,832人、富津市6,458人、合計5万3,290人、(2)年間有収水量は568万3,000立方メートル、(3)1日平均有収水量は1万5,570立方メートルを予定しております。(4)主要な建設改良事業につきましては、管渠建設事業、処理場建設事業でございます。

それぞれの事業費を載せてございますが、主な事業につきましては、41ページをお開きください。

また、最後のページの事業箇所図を併せてご覧ください。

主なものを申し上げますと、両市に関わる事業として、①及び⑧の君津富津終末処理場施設整備事業、②及び⑨の君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業、⑦及び⑩の下水道管路施設ストックマネジメント点検・調査等事業を実施いたします。

君津市では、③中野・中富汚水枝線築造事業等を、富津市では、⑩汚水ます設置事業を実施いたします。

1ページに戻っていただきまして、第3条につきましては、収益的収入及び支出でございます。

まず、収益的収入の総額としまして、第1款下水道事業収益30億4,023万4,000円を計上するものがございます。

内容としまして、第1項営業収益10億8,660万9,000円につきましては、主たる営業活動により生じる収益で、下水道使用料、関係市負担金及び認可区域外流入負担金等でございます。

次に、第2項営業外収益19億5,362万5,000円につきましては、主たる営業活動以外の原因により生ずる収益で、預金利子、関係市負担金、長期前受金戻入等でございます。

次に、収益的支出の総額としまして、第1款下水道事業費用29億1,283万8,000円を計上するものがございます。

内容としまして、第1項営業費用27億8,346万6,000円につきましては、主たる営業活動のために生ずる費用で、議会費、管渠費、ポンプ場費、都市下水道維持管理費、処理場費、業務費、総係費、監査委員費及び減価償却費でございます。

第2項営業外費用1億2,187万2,000円につきましては、企業債及び一時借入金に対する利息でございます。

第3項予備費750万円につきましては、令和2年度と同額を計上するものがございます。

次に、2ページをお開きください。

第4条資本的収入及び支出でございますが、まず、資本的収入の総額としまして、第1款資本的収入5億6,746万3,000円を計上するものがございます。

内容といたしまして、第1項企業債1億7,650万円につきましては、下水道施設の建設改良事業の

ための借入れでございます。

第2項出資金2億9,924万4,000円につきましては、建設改良費及び企業債元金償還に充当するものでございます。

第3項補助金9,100万円につきましては、国からの補助金でございます。

第4項負担金71万9,000円につきましては、受益者負担金でございます。

次に、資本的支出の総額としまして、第1款資本的支出8億3,755万円を計上するものでございます。

内容といたしまして、第1項建設改良費3億6,823万8,000円につきましては、処理場、管渠に係る建設事業費及び当該業務に従事する職員の給料等でございます。

第2項固定資産購入費4,429万7,000円につきましては、放流管理設用地及び管理用備品の購入費でございます。

第3項企業債償還金4億1,751万5,000円につきましては、企業債の償還元金でございます。

第4項予備費750万円につきましては、下水道事業費用の予備費と同額を計上するものでございます。

なお、第4条中の括弧書きに記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する2億7,008万7,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金及び引継金により補填する予定でございます。

次に、第5条であります。企業債を借り入れるに当たり、1億7,650万円を限度として、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第6条ですが、一時借入金の限度額を定めるもので、令和2年度と同額の5億円とするものでございます。

次に、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用についてですが、営業費用と営業外費用において流用することができる旨を定めるものでございます。

次に、第8条は、経費の性質上、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるもので、職員給与費2億827万2,000円とするものでございます。

次に、第9条は、下水道事業安定のため、関係市から補助を受ける金額といたしまして、3億5,228万1,000円を受け取ると定めるものでございます。

次に、予算に関する説明書であります。

6ページ、7ページをお開きください。

先ほどの収益的収入支出及び資本的収入支出に係る令和3年度予算実施計画でございます。

主な内容につきましては、この後、実施計画内訳書によりご説明させていただきます。

次に、8ページをお開きください。

令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

これは、資金に関して令和3年度の収入支出を示すものでございます。

この予定キャッシュフロー計算書につきましては、1、業務活動、2、投資活動、3、財務活動によるキャッシュフローとして、それぞれの活動による現金の増減を示すものでございます。

まず、1、業務活動では、汚水処理や雨水排水など、通常の業務活動の実施による収支を示す区分

で、約1億9,400万円のプラスとなっております。

次に、2、投資活動は、下水道事業に必要な管渠や処理場など、固定資産の取得や国庫補助金など財源による資金の収支を示す区分で、約2億8,800万円のマイナスとなっております。

次に、3、財務活動は、事業資金の調達や増資、返済に関する収支を示す区分で、約5,800万円のプラスとなっております。

これらの結果、当組合における6の令和3年度末資金残高は約3億5,900万円となる予定でございます。

次に、9ページから13ページにつきましては、給与費明細書でございますので、ご覧いただきたいと存じます。

次に、14ページをお開きください。

令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定貸借対照表でございます。

令和2年度の予定貸借対照表を基に、令和3年度の予算執行を見込み、令和4年3月31日現在の状況を載せてございます。

まず、資産の部でございますが、1、固定資産、2、流動資産を合わせました資産合計は、一番下二重線の約350億円でございます。

なお、固定資産の主なものとして、イ土地につきましては、処理場用地、ポンプ場用地、管路用地が含まれております。

15ページをご覧ください。

次に、資産の財源として、負債の部、3、固定負債、4、流動負債、5、繰延収益の合計、右の列の中段二重線の負債合計約311億円と、資本の部、6、資本金、7、剰余金の合計、下から2行目の資本合計が約39億円となっております。

この負債の部と資本の部の合計が、一番下二重線の負債資本合計約350億円で、14ページの資産合計と同額となっております。

次に、16ページをお開きください。

前で説明しました令和3年度分と比較するための令和2年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定貸借対照表でございます。

年度末の資産合計は、一番下二重線の約363億円、17ページをご覧ください。

右の列の中段二重線の負債合計約328億円と、同じく下から2行目の資本合計約35億円を合計しますと、一番下二重線の負債資本合計約363億円となり、16ページの資産合計と同額となっております。

次に、18ページをお開きください。

令和2年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定損益計算書でございます。

令和2年度末に予定する収益、費用、損益の状態を税抜きで示しております。

1、営業収益から2、営業費用を差し引いた営業利益が、右の列の中段マイナス17億1,000万3,000円、3、営業外収益から4、営業外費用を差し引くと17億8,858万1,000円で、これらを足した、その下の経常利益7,857万8,000円から5、特別損失1,799万5,000円を差し引いた、その下6,058万3,000円が当年度純利益となり、そのまま一番下二重線の当年度末処分利益剰余金となる予定です。

次に、19ページをご覧ください。

注記表でございますが、重要な会計方針等を記載しております。

次に、先ほどの令和3年度予算実施計画に係る主な内容をご説明させていただきますので、22ページ、23ページをお開きください。

令和3年度予算実施計画内訳書でございます。

初めに、収益的収入でございますが、1款1項1目下水道使用料9億4,013万3,000円は、節水傾向ではあるものの、一般家庭の賦課件数の増加を見込み、令和2年度に対し844万2,000円の増収を見込んでおります。

2目関係市負担金1億3,985万3,000円は、雨水処理に要する経費に対する市負担金でございます。

3目認可区域外流入負担金631万8,000円は、木更津市畑沢南地区の事務受託に係る負担金でございます。

4目その他営業収益30万5,000円は、排水設備の工事完了検査等に係る手数料等でございます。

次に、2項1目受取利息及び配当金3,000円は、預金利子でございます。

次に、2目関係市負担金2億2,990万3,000円は、国の繰出基準による負担金である高度処理費等に対する関係市の負担金でございます。

次に、3目長期前受金戻入17億2,316万1,000円は、国庫補助金などの長期前受金のうち、今年度の減価償却費に対応する額を収益化するものでございまして、現金を伴わない収入でございます。

次に、4目雑収益55万8,000円は、下水道使用料等延滞金、占用料、原発事故関連損害賠償金等でございます。

24ページ、25ページをお開きください。

次に、収益的支出ですが、1款1項1目議会費219万5,000円は、組合議会議員14名に係る報酬、費用弁償、会議録作成業務委託料等の運営費を計上しております。

次に、2目管渠費7,272万8,000円は、管渠の維持管理に要する費用で、主なものとして、管理課管理係職員4名の人件費、17節の管渠等を維持管理するための清掃業務委託料や23節の修繕費等を計上しております。

次に、26ページ、27ページをお開きください。

3目ポンプ場費3,925万3,000円は、人見第1・第2ポンプ場の維持管理に要する費用で、17節のポンプ場維持管理業務等委託料等を計上しております。

次に、4目都市下水路維持管理費202万2,000円は、17節の都市下水路維持管理業務委託料等を計上しております。

次に、5目処理場費6億2,351万7,000円は、処理場施設の維持管理の経費で、主なものとして、処理場職員2名分の人件費のほか、15節の電気料金や17節の処理場維持管理業務等委託料、28ページ、29ページをお開きください。

23節の機械・設備等に係る修繕費等を計上しております。

次に、6目業務費1億1,817万1,000円は、主なものとして、管理課長及び管理課業務係職員合わせて4名分の人件費のほか、17節のかずさ水道広域連合企業団に委託する下水道使用料徴収業務等事務委託料、34節の水洗便所改造事業補助金等を計上しております。

次に、30ページ、31ページをお開きください。

7目総係費8,819万3,000円は、特別職2名分の報酬、事務局長及び総務課職員合わせて8名分の人件費のほか、17節の下水道事業会計指導業務委託料、21節の事務用パソコンなどの事務機器等借上料、

32ページ、33ページをお開きください。

34節の庁舎維持管理負担金等を計上しております。

次に、8目監査委員費34万9,000円は、監査委員2名分の報酬、費用弁償等を計上しております。

次に、9目減価償却費18億3,701万5,000円は、有形固定資産のうち、土地を除く約355億円に対する減価償却費でございます。

次に、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費1億2,187万2,000円は、長期債の償還利子のほか、一時借入金の借入れ最高額を5億円とした場合の利子を計上しております。

次に、3項1目予備費につきましては、先ほど説明しましたとおりでございます。

34ページ、35ページをお開きください。

次に、資本的収入でございますが、1款1項1目企業債1億7,650万円は、先ほど説明しました公共下水道建設事業に係る借入金でございます。

次に、2項1目関係市出資金2億9,924万4,000円は、建設改良費及び企業債の元金償還に対する両市の出資金でございます。

次に、3項1目国庫補助金9,100万円は、先ほど説明いたしました公共下水道事業一覧表のうち、財源内訳の国庫支出金に金額の記載のある事業の財源として見込んでございます。

次に、4項1目受益者負担金71万9,000円は、下水道受益者負担金でございます。

36ページ、37ページをお開きください。

次に、資本的支出でございますが、1款1項1目管渠建設費1億6,861万4,000円は、公共下水道の投資的事業等に係る経費で、先ほど41ページでご説明させていただきました公共下水道事業一覧表のうち、③から⑥まで、⑩及び⑦、⑪の事業に係る経費を計上しております。

次に、2目処理場建設費1億3,061万円は、41ページの公共下水道事業一覧表のうち、①、⑧の雨水滞留地改修工事及び②、⑨の事業に係る経費でございます。

次に、3目事務費6,901万4,000円は、建設課職員9名分の人件費のほか、38ページ、39ページをお開きください。

21節の事務執行に要する業務用パソコン等の事務機器等借上料を計上しております。

次に、2項1目固定資産購入費4,429万7,000円は、41ページの公共下水道事業一覧表のうち、①、⑧及び金額10万円以上の管理用備品を計上しております。

次に、3項1目企業債償還金4億1,751万5,000円は、長期債の償還元金でございます。

次に、4項1目予備費につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

40ページをお開きください。

企業債の現在高に関する調書で、令和3年度末の現在高見込額は、表の右下に記載のとおり81億7,760万1,000円で、内訳は、君津地区66億4,999万7,000円、富津地区15億2,760万4,000円となる見込みでございます。

以上で議案第1号から議案第5号までの補足説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（渡辺務君） 以上で補足説明が終わりました。

これより、議案ごとに順次質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についての専決

処分の承認を求めることについてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(渡辺務君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第1号に対する討論を行います。

9番、三浦道雄君。

○9番(三浦道雄君) 若干の討論を行います。

私は一般職の給与等に関する条例の引下げにつきまして、昨年12月の君津市議会の本会議では反対の立場をいたしました。趣旨は全く同じですので、専決処分という形の承認ではございますけれども、一貫性を持つ意味から、この議案については同意できません。

以上です。

○議長(渡辺務君) ほかに討論はございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(渡辺務君) 討論もないようですので、以上で討論は終わりました。

討論を終結したいと思います。

それでは、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(渡辺務君) 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号 一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑でございますが、質疑の通告がありましたので、4番、猪瀬浩君の発言を許します。

4番、猪瀬浩君。

○4番(猪瀬浩君) それでは、2点ほど質問させていただきます。

1点目は、会議案の6ページ及び参考資料の8ページに、今回新たに「不健康な業務に従事する職員の特殊勤務手当(感染症防疫手当)」を追加したわけですが、これは今回の新型コロナウイルスとは別の不健康な業務に関してのことだと思っておりますが、こちらには輸送、消毒などということが書かれていますが、こういった感染症などを想定しているのかということが1点。

2つ目の質問としましては、参考資料9ページにおいて、新型コロナ感染症の病原体に汚染された区域及び患者等の場合、コロナ感染症防疫手当を出すがありますが、これは感染者が排水を流している下水道内部の感染状況をチェックするような業務に該当するときに支給をするという解釈でよいのか、どのような場合を想定しているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長(渡辺務君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

事務局長、榎本弘君。

○事務局長(榎本弘君) お答えいたします。

本組合の給与条例等については、君津市に準じておりますが、その君津市では、令和2年12月議会において、新型コロナウイルス感染症に関する措置を行った場合の手当の特例を設けました。そこで、本組合においても、新型コロナウイルス感染症についての特例を設けるための条例改正を考えました。

が、組合にはこれに該当する手当がなかったため、特例に対応するために新たに感染症防疫手当を新設し、条例の附則で特例を設けることとしております。

今回の特例における想定については、職員に新型コロナウイルス感染者が発生し、事務所などを組合職員が自ら消毒作業を行う場合に手当を支給することを想定してございます。

以上でございます。

○議長（渡辺務君） それでは、以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第2号に対する討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第2号 一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（渡辺務君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和2年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑でございますが、質疑の通告がありましたので、4番、猪瀬浩君の発言を許します。

4番、猪瀬浩君。

○4番（猪瀬浩君） それでは、こちらも2点ほど質問させていただきます。

令和2年度の当初予算のときの未収金なんですが、1億2,720万5,522円ということが記されておりました。今回の令和2年度補正予算の期首残高、10ページになりますが、1億6,647万9,047円ということで、約4,000万円近くの未収金増となっています。これは令和元年度の決算を迎えての期首残高の未収金の数字の補正だと思えますが、今回の補正予算におきまして、10ページと12ページの未収金の期首、期末残高を見ますと、7,737万276円の未収金増となる見込みが示されております。

これは、今回コロナ禍において下水道料金の支払猶予などを設けているためなのか、そのところをお聞かせいただきたいと思えます。

2点目としましては、滞納金の時効を何年に定めているかということをお聞きしたいと思います。それに併せまして、今回の補正予算、12ページにおいて、期末残高で339万1,000円の滞納金の貸倒引当金を見込んでいるようですが、財産差押さえなどを含めて、債権回収をどのような形で行っているのか、教えていただければと思えます。

○議長（渡辺務君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

事務局長、榎本弘君。



○事務局長（榎本弘君） お答えいたします。

予定貸借対照表の未収金につきましては、通常は2月、3月分の下水道使用料や国庫補助金が大半を占めており、そのほとんどが翌年度に収納となる見込みであります。令和2年度末の未収金の増につきましては、コロナ禍における巣ごもり需要、令和2年度からの新たな区域の処理開始による下水道使用料の増額及び国庫補助金の調定額の増によるものです。

次に、下水道使用料及び受益者負担金は、地方自治法第236条の規定により、5年で時効となり、不納欠損しております。

徴収業務ですが、受益者負担金については組合職員が、下水道使用料については規約に基づき、かずさ水道広域連合企業団が行っております。

滞納者に対しては、督促、電話催告、臨戸徴収を行っており、納付に応じない場合は、財産調査を行い、必要に応じて差押さえ等の滞納処分を行っております。

以上でございます。

○議長（渡辺務君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第3号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第3号 令和2年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（渡辺務君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号 令和3年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法についてに対する質疑でございますが、質疑の通告がありましたので、4番、猪瀬浩君の発言を許します。

4番、猪瀬浩君。

○4番（猪瀬浩君） こちらは1点ほど質問させていただきます。

職員の定期健康診断ということで、今回書かれておりますが、特殊健康診断等が行われているのかということで、確認をさせていただきます。

下水道の事業としましては、有機溶剤を使ったりする関係で、有機溶剤等の健康診断、特定化学物質健康診断等が発生するのかなと思うわけですが、こういった健康診断を行っているのかということ、その費用は基本的には派遣先が負担することになるということで、もし発生している場合は、下水道組合予算から支出するというのでよろしいのか、教えていただければと思います。

○議長（渡辺務君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

事務局長、榎本弘君。

○事務局長（榎本弘君） お答えいたします。

ご質問の特殊健康診断を必要とする業務は、本組合にはございませんので、特殊健康診断は実施しておりません。仮に必要となった場合には、組合予算から支出することとなります。

以上でございます。

○議長（渡辺務君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第4号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第4号 令和3年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（渡辺務君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算に対する質疑でございますが、質疑の通告がありましたので、通告順に発言を許します。

まず、5番、下田剣吾君の発言を許します。

5番、下田剣吾君。

○5番（下田剣吾君） 5番、下田剣吾でございます。

新年度予算について、細かい事業というよりは背景にある考え方、今後の提案について何点かポイントを聞いていきたいと思っております。

1点目は、国土交通省が下水道の新技术について、B-DASHプロジェクトという48技術を国が実証実験をしていただいて、全国の下水道でも使っていただきたいことをやっていますので、これについて、本組合で活用できる点はないかということをお伺いします。

2点目は、国土強靱化の5か年の取組みがさらに始まりましたが、下水道向けのメニューもありますが、5年と時間が限られていますので、獲得に向けた取組状況、そして、見通しを伺います。

次に、人口減少が続くことを考えると、組合の安定した持続のためには、料金以外の収入を確保することも大切であると考えます。また、新しいことをするわけですから、少しずつ様々な挑戦をする必要があるというふうに考えます。

例えば、山形県鶴岡市の下水処理場では、処理水を使った水耕栽培や処理熱を使った野菜の栽培、あるいはアユの養殖ということで、非常に利益が上がっているということをお聞きしております。

また、君津市議会でも提案がありますが、安定した流量を使った小水力発電なども考えられると思

いますが、今後の考え方について見解を伺います。

最後は、デジタル化についてです。デジタル化元年というふうに行政ではいわれておりますが、本組合の対応はどうなりそうか。また、これは組合議会のことですが、タブレットの導入など、できることから始めてはどうかと思いますが、以上、見解をお聞きます。

○議長（渡辺務君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

事務局長、榎本弘君。

○事務局長（榎本弘君） お答えいたします。

国土交通省では、下水汚泥処理・利用、水処理、管路管理、浸水対策等の新技術の研究及び実用化を加速するために、下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）を実施しております。

本組合の現状を考えますと、汚泥利用や管路管理分野が挙げられますが、自治体への導入については実証フィールド以外の採用事例が少ないことから、導入可能な事例について調査、研究してまいります。

補助金につきましては、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による令和2年度社会資本総合整備事業（第3次補正予算）が編成されましたので、本組合では、令和3年度の終末処理場ストックマネジメント更新事業を前倒しして要望し、内定をいただき、令和2年度補正予算に組み入れたところであります。また、継続事業として令和3年度についても既に要望するなど、補助金獲得に努めてまいります。

人口が減少する社会において、財源を確保し、継続的に行政サービスを提供していくことは大変重要なことと考えております。先進市では、民間業者や大学、農協などとともに脱水汚泥や処理水を活用する事業に取り組んでいることは認識しております。

本組合に適した事業の見極めにつきましては、初期投資、ランニングコストなど、事業を終えるまでを全体として黒字になるような事業計画を立てることが重要でありますので、今後調査、研究してまいります。

デジタル化につきましては、現在人見のポンプ場や台のマンホールポンプについて、ネットワークシステムを利用して降雨時の水位やポンプの稼働状況の監視を行っております。今後も有効なシステムの活用に努めてまいります。

次に、議会での紙削減についてですが、タブレット端末による議会資料の配信も考えられますが、現在の状況では、組合独自でタブレット端末や配信システムを導入する必要があり、その経費なども含め検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺務君） 5番、下田剣吾君。

○5番（下田剣吾君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

デジタル化に関しましては、全体として取り入れるというと、また費用も手間もかかるでしょうから、試験的に、例えば君津市のタブレットで君津市の一部の議員が試してみるとか、そういう形で手間をかけずに経費削減できるかどうか、そして、支障がないかどうか考えていただければというふうに思います。

また、今回の予算にも、国土強靱化に関しましては、前倒し事業として内定をいただいて取り組んでいるということで、非常にいいことだというふうに評価をいたします。

今後も、議長、副議長おられますが、また組合議会とも一緒になりながら国への要望活動をして、国・県補助の活用を図っていただければというふうに思います。

最後の下水道の処理水を使った野菜については、まだちょっと分からないこともありますが、また研究いただいて、今度隣接用地が企業用地にもなります。鶴岡市の事例も隣接した民間企業とのコラボレーションでこういうことが始まったということですので、どういふ企業が来られるのか、来た結果、そこと何か一緒にできることはないかなというような形で、場所を貸したり、民間企業の知恵を使ったりという形で、初期投資を抑えて新しいことに取り組んでいただければと要望いたします。

以上です。

○議長（渡辺務君） 続きまして、4番、猪瀬浩君の発言を許します。

4番、猪瀬浩君。

○4番（猪瀬浩君） それでは、3点ほど質問させていただきます。

一部先ほど3号議案のほうでご回答いただいておりますが、未収金がまた増えているということで、先ほど3号議案で回答があった国庫補助金の関係なのかなと思いますが、その中でも貸倒引当金が令和3年度末で550万円ほど出ております。そういったことを踏まえまして、令和4年度以降も回収のめどが立ちそうもない、要は下水道料金の滞納金などもあるかと思うんですが、そういったものを幾らぐらい見込んでいるのかをお聞きしたいと思います。

2点目としましては、そういった滞納金などを含めた未収金が増えてくると、いろいろ事業に支障が出てくるかと思いますが、そういったものに対してどのような対策を考えているのか、お聞きしたいと思います。

3点目は、令和3年度当初予算書のほうの最後のページのA3の資料を見ますと、⑦と⑩で、下水道管路施設ストックマネジメント点検・調査等事業を行うということが書いてありまして、地図を見ますと、富津市側の細部のところとして、県道157号線のアンダーパスのところぐらいまで赤線が引いてあります。この大堀アンダーパスなんですけれども、大雨が降るごとに冠水をしていることもあるんですが、ここの下にこちらの下水道の管路が通っているのかというところを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺務君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

事務局長、榎本弘君。

○事務局長（榎本弘君） お答えいたします。

未収金の増額やキャッシュの減額についてご指摘いただきましたが、令和3年度末の未収金の増額につきましては、令和2年度に前倒しした事業が令和3年度へ繰り越されるため、その財源である国庫補助金が含まれております。

なお、未収金は大半が翌年度以降に収納されることから、事業や資金に影響があるものではないと考えております。

また、不納欠損の見込みについてですが、未納者に対しては、これから先、滞納整理を行っていくため、現在の未納額より減っていくと考えますので、現時点では不納欠損額を見込むことは難しいというふうに考えております。

次に、下水道管路施設ストックマネジメント点検・調査等事業は、君津汚水1号幹線などの主要な管路の更新、修繕等を行っていくための調査でありまして、大堀のアンダーパス道路の冠水対策に対処するものではございません。

以上でございます。

○議長（渡辺務君） 猪瀬議員、どうぞ。

○4番（猪瀬浩君） すみません。今、国庫補助金関係がほとんどということで、未収金をお聞きしたんですが、できましたら、今後それ以外の料金の滞納額等も分かるような形で資料のほうを出していただければと思います。今回は要望ということで。

以上です。

○議長（渡辺務君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございますか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第5号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（渡辺務君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第5号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（渡辺務君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

○

管理者挨拶

○議長（渡辺務君） ここで閉会に当たりまして、管理者から挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり承認、可決いただきまして、誠にありがとうございます。

依然として厳しい財政状況の中、効率的な事業執行に配慮し、今後の事業運営に当たってまいりますので、議員の皆様のご指導とお力添えをお願い申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（渡辺務君） これをもちまして、令和3年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会と

いたします。

ご苦労さまでございました。

令和3年3月1日午前11時15分

閉会

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月1日

君津富津広域下水道組合議会議長 渡 辺 務

署 名 議 員 野 上 慎 治

署 名 議 員 渡 辺 純 一